

公 示 第 7 号

武雄 県 税 事 務 所 長

課税年度

下記書類は、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。  
 なお、送達すべき書類は、当事務所で保管しておりますから、申し出があればいつでも交付します。

令和 8 年度

1 / 1